

岩倉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就業に結びつきやすい資格を取得しようとする母子家庭の母又は父子家庭の父に対して、生活の経済的負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、予算の範囲内において、受講期間のうち一定期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の種類)

第2条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「職業訓練給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第3号に規定する政令で定める父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。）

(支給対象者)

第3条 職業訓練給付金の支給対象者は、養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は、養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の各号のいずれにも該当する、市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始した者をいう。）とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たない者をいう。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。

ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条

の7の規定は、適用しない。なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。

- (2) 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、次条に定める資格の取得が見込まれる者等であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) この要綱による給付金の支給を受けていないこと。ただし、職業訓練給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、准看護師の養成機関を修了した翌年に入学した場合を含む。）は、この限りでない。
- (5) 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第7条第1項に定める職業訓練受講給付金、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第24条に定める訓練延長給付及び同法附則第11条の2に定める教育訓練給付制度における教育訓練支援給付金等、この要綱による給付金と趣旨を同じくする給付を受けていないこと。

（対象資格）

第4条 給付金の支給の対象となる資格は、就職の際に有利となるもので、かつ、養成機関において6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格又は講座に限る。）であって、次に掲げるものとする。

- (1) 看護師
- (2) 介護福祉士
- (3) 保育士
- (4) 理学療法士
- (5) 作業療法士
- (6) 准看護師
- (7) 歯科衛生士
- (8) 美容師
- (9) 社会福祉士
- (10) 製菓衛生師
- (11) 調理師

(12) シスコシステムズ認定資格

(13) L P I 認定資格

(14) 前各号に定めるもののほか、市長が適当と認める資格
(支給期間等)

第5条 職業訓練給付金の支給の対象となる期間は、養成機関において修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。

2 職業訓練給付金の支給については、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。ただし、夏季休暇等年間カリキュラムに組み込まれている事由による場合を除き、月の初日から末日までの間に養成機関への出席が1日もなかった場合（通信の方法により修業している場合においては、年間カリキュラムにより当該月の出席の必要がないと認められる場合を除く。）には、当該月については、職業訓練給付金を支給しない。

3 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。ただし、第3条第4号ただし書の規定の適用を受ける者にあつては、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとし、准看護師養成機関の修了日には、修了支援給付金を給付しない。

(支給額)

第6条 職業訓練給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者（当該支給対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が職業訓練給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までの間に当該職業訓練給付金の支給を請求する場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者並びに法第31条に規定する母子家庭自立支援給付金及び法第31条の10において準用する法第

3 1 条に規定する父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。) 月額100,000円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額140,000円)

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円(養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月(その期間が12月未満であるときは、当該期間)については、月額110,500円)

2 修了支援給付金の支給額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 支給対象者及び当該支給対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

(事前相談)

第7条 市長は、給付金の支給を希望する者に対して事前相談を行い、その者の資格取得への意欲、当該資格の取得見込み等及び生活状況について聴取し、給付金の支給の必要性について把握するものとする。

(支給申請)

第8条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、岩倉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給申請書(様式第1。以下「支給申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、職業訓練給付金にあつては修業を開始した日以後に、修了支援給付金にあつては修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、修了日から起算して30日以内に修了支援給付金の申請をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 支給申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。ただし、公簿等で確認することができる場合は、市長は、添付書類を省略させることができる。

(1) 職業訓練給付金の支給申請の場合 次に定める書類

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 児童扶養手当証書の写し

(イ) 申請者の前年分（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年分）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。（ウ）において同じ。）、生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。（ウ）において同じ。）、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。（ウ）において同じ。）がある者にあつては、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2。以下「申立書」という。）及び当該控除対象扶養親族の前年分の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 申請者の前々年分（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年分）の所得の額並びに加算対象扶養親族、生計維持児童、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（控除対象扶養親族がある者にあつては、申立書及び当該控除対象扶養親族の前々年分の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（以下「所得等証明書（前年分）」という。）

ウ 入校(入所)証明書（支給申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類）

エ 申請者が第6条第1項第1号に掲げる者であるときは、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他同号に掲げる者に該当することを証明する書類（以下「納税等証明書」という。）

(2) 修了支援給付金の支給申請の場合 次に定める書類

ア 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 前号イ(ア)から(ウ)までに掲げるいずれかの書類

ウ 申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 申請者が第6条第2項第1号に掲げる者であるときは、納税等証明書

オ 修了証明書（修業していた養成機関の長が発行する養成訓練の修了を証明する書類）

（支給決定）

第9条 市長は、前条に規定する支給申請があったときは、支給要件の審査を行い、速やかに支給の可否を決定し、岩倉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（様式第3）又は岩倉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等却下通知書（様式第4）により当該申請者に通知するものとする。

（修業期間中の在籍状況の確認）

第10条 市長は、職業訓練給付金の支給を受けている者（以下「受給者」という。）に対し、当該受給者が養成機関に在籍していることを確認するため、出席状況に関する報告等を求めることができる。

（資格喪失の届出等）

第11条 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったときは、やむを得ない事由があるときを除き、14日以内に岩倉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金受給資格喪失届（様式第5）により市長に届け出なければならない。

2 受給者は、受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）に係る市町村民税の課税状況が変わったとき又は世帯を構成する者（当該受給者の同項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）に異動があったときは、やむを得ない事由があるときを除き、14日以内に岩倉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金変更届（様式第6。以下「変更届」という。）により市長に届け出なければならない。

（支給決定の変更）

第12条 市長は、受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税の課税状況の変更又は世帯を構成する者の異動により、

職業訓練給付金の支給額を変更する場合は、岩倉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給変更決定通知書（様式第7）により受給者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第13条 市長は、受給者が支給要件に該当しなくなると認められるときは、支給決定を取り消し、岩倉市母子家庭等高等職業訓練促進給付金資格喪失通知書（様式第8）により受給者に通知するものとする。

（給付金の返還）

第14条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、既に支給を受けた給付金を返還させるものとする。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第3条に規定する支給対象者は、施行日以後新たに養成機関において修業する者とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成21年6月5日（以下「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第5条第1項の規定は、施行日に現に養成機関において修業している者及び施行日以後に養成機関に入学し、当該養成機関において修業している者について適用し、施行日以降に申請した日の属する月から支給を開始するものとする。
- 3 改正後の第6条第1項の規定は、施行日の属する月分の給付金から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(平成25年3月31日までに修業を開始した受給者に対する支給期間に関する特例)

2 平成24年3月31日までに養成機関において修業を開始した受給者に対して、職業訓練給付金を支給する場合における第5条の規定の適用については、なお、従前の例による。

3 平成24年4月1日から平成25年3月31日までに養成機関において修業を開始した受給者に対して、職業訓練給付金を支給する場合における第5条の規定の適用については、第5条中「18月」とあるのは「36月」とする。

(平成24年3月31日までに修業を開始した受給者に対する支給額に関する特例)

4 平成21年6月5日から平成24年3月31日までに養成機関において修業を開始した受給者に対して職業訓練給付金を支給する場合における第6条第1項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成25年9月5日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(平成25年3月31日までに修業を開始した受給者に対する支給期間に関する特例)

2 平成25年3月31日までに養成機関において修業を開始した受給者に対して、職業訓練給付金を支給する場合における第5条の規定の適用については、第5条中「24月」とあるのは「36月」とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。